

地域で設置する防犯カメラに必要な経費の一部を補助します！

～令和8年度 防犯カメラ設置費補助制度～



1 補助の要件

(1) 設置目的

不特定多数の人が利用する道路をメインに撮影し、地域における犯罪の防止を目的に設置された防犯カメラ。

※マンションの入口や駐車場等を撮影する防犯カメラは対象外となります。

(2) 設置する団体

自治会又は地域住民等で組織された防犯活動団体（＊商店街団体含む）

(3) 設置及び管理方法

●防犯カメラの設置について、設置場所の使用許可及び周辺住民の承認が必要となります。

●管理責任者を指定するなど、「相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、設置・管理、運用することが必要となります。

●犯罪の抑止効果を高めるとともに、個人情報保護の観点から、防犯カメラが設置されていることと設置者がわかるような看板を目立つように設置してください。

2 補助の金額

(1) 補助対象経費

防犯カメラや録画装置の機器購入費用、設置工事費用、看板製作費用など。
※次の防犯カメラも補助対象となります。

ア これまでに補助を受け設置した防犯カメラで、機能強化（撮影範囲の拡大等）を伴う更新での設置（5年以内の更新は補助対象外となります。）

イ 契約終了時に所有権移転するリース契約での設置

※1団体あたり8台まで申請可能ですが、予算に限りがありますので、申請台数全てが補助されるとは限りません。（今年度既に事前協議書を提出した団体（受付期間：令和8年5月1日から7月10日に事前協議書の提出を行った団体）は、本申請と合わせて8台まで）

※保守点検費用・修理費用及び電気料金等の維持管理費は対象となりません。

(2) 補助金額

ア 補助対象経費の9／10

イ 12万円

} いずれか低い額（千円未満の切捨て）
（※カメラ1台ごとに計算）

3 申請方法・受付期間等

申請を行う前に「事前協議書」を作成し、受付期間内に、直接又は郵送で、交通・地域安全課まで提出してください。

◆事前協議書受付期間 令和8年11月2日から11月24日まで(必着)

4 注意事項

令和8年度については、事前協議書の受付を二度に分けて行いますので、「通常募集分」「追加募集分」それぞれの受付期間をご確認ください。

<事前協議書の受付期間について>

通常募集分

令和8年5月1日から7月10日に事前協議書を提出したカメラ

追加募集分

令和8年11月2日から11月24日に事前協議書を提出するカメラ

- ・防犯カメラの設置は、交付決定通知書を受領した後に行ってください。

【今年度既に通常募集分で申請をした団体が追加募集の申請を行う場合】

- ・通常募集分と合わせて8台まで申請することができます。
- ・追加募集分については、新たに申請書類を作成し、新規のものとして申請を行ってください。(通常募集分のカメラと、まとめて記入しないようにしてください。)
- ・追加募集分について、新たに見積書を取得し、通常募集分と合算しないでください。
- ・カメラの設置について、通常募集分の交付決定通知が先に届くことがありますが、誤って追加募集分の設置を交付決定前にしないようにしてください。

5 問い合わせ先・提出先

市民局 交通・地域安全課(市役所 本館5階)
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
電話 042-769-8229